

令和 5 年 5 月 25 日

青梅市立新町中学校 PTA 会員 各位

青梅市立新町中学校PTA  
会長 木崎 大賀

## 令和 5 年度 新町中学校 P T A

### 第 43 回総会の開催（書面議決のお願い）について

日頃より、PTA活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和 2 年度より PTA 定期総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から従来の集合形式の総会から書面議決にて行ってまいりました。今年度は感染症法上の 5 類に移行いたしますが、引き続き書面議決にて開催いたします。

つきましては、別紙の総会資料をお読みの上、お手数ですが令和 5 年 6 月 1 日（木）までに書面議決書を担任までご提出ください。

議案の可決につきましては、ご提出いただいた書面議決書のうち賛成が過半数を超えた場合に可決とさせていただきます。

また、昨今の PTA に対する意識の変化から、今後の PTA の在り方に対するアンケートもございますので、何卒、ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

令和 5 年度

# 新町中学校PTA

## 第 43 回総会資料

令和 5 年度 青梅市立新町中学校 PTA 総会次第(案)

### 【議 事】

第 1 号議案	令和 4 年度 PTA 役員活動報告
第 2 号議案	令和 4 年度 委員会活動報告
第 3 号議案	令和 4 年度 PTA会計決算書 <u>※別紙プリントにて配布</u>
第 4 号議案	青梅市立新町中学校PTA会則、細則一部改定(案)
第 5 号議案	令和 5 年度 活動計画(案)
第 6 号議案	令和 5 年度 役員・理事・委員(案) <u>※別紙プリントにて配布</u>
第 7 号議案	令和 5 年度 PTA会計予算書(案) <u>※別紙プリントにて配布</u> (基金積立金(案)、事業収入特別会計予算書(案))
アンケート 資料	今後の PTA の在り方について 青梅市立新町中学校PTA会則、細則、諸規定

※第 3 号議案 令和 4 年度「PTA会計決算書」および第 6 号議案「令和 5 年度役員・理事・委員(案)」、第 7 号議案「令和 5 年度 PTA会計予算書(案)」は、別紙プリントにて配布します。

別紙プリントの書面議決書を、令和 5 年 6 月 1 日(木)までに担任の先生までご提出ください。

## 令和4年度PTA役員活動報告

## 全体活動

令和4年 6月 9日	新町中学校 PTA 第42回総会 書面開催
令和4年 12月 10日	本物に学ぶ会

## 役員会

令和4年 5月 7日	第1回役員会
9月 28日	第2回役員会
10月 22日	第3回役員会
12月 7日	第4回役員会
令和5年 1月 14日	第5回役員会
3月 8日	第6回役員会
4月 12日	第7回役員会

## 理事会等

令和4年 5月 7日	第1回理事会
10月 22日	第2回理事会
令和5年 1月 14日	第3回理事会

## 三校連絡会（新町中学校学区三校）

中止

## 中学校 PTA 連合会関連

令和4年 6月 2日	青梅市中学校 PTA 連合会 第1回理事会
6月 16日	青梅市中学校 PTA 連合会 総会
7月 15日	令和4年度青梅市要望（教育諸条件の整備）提出
9月 21日	第1回青梅市交通安全対策審議会 書面開催
10月 6日	青梅市中学校 PTA 連合会 第2回理事会 書面開催
令和5年 3月 23日	第2回青梅市交通安全対策審議会 書面開催
3月 25日	青梅市中学校 PTA 連合会 新旧会長会

## 他団体への連携・協力

### 『会議・行事協力等』

令和4年 4月10日	青梅市自治会連合会第九支会 定期総会
5月 6日	青梅市青少年対策新町地区委員会 定期総会 書面開催
8月 4日	第1回青梅市新町市民センター運営協議会
令和5年 2月 8日	青少年対策新町地区委員会 第1回理事会
3月 2日	第2回青梅市新町市民センター運営協議会
4月20日	青少年対策新町地区委員会 第2回理事会

### 『他校行事への出席』

新町小学校・藤橋小学校運動会、来賓中止、新町小学校 秋まつり中止

### 『新町中学校運営協議会』

令和4年 7月21日	第1回
12月19日	第2回
令和5年 3月23日	第3回

## 令和 4 年度 委員会活動報告

## ＜学年委員会＞

年月日	適用	備考
令和 4 年 5 月 7 日	全大会・理事会	顔合わせ、引き継ぎ等
10 月 22 日	理事会	活動報告
令和 5 年 1 月 14 日	理事会	活動報告

※ 第一学年 記念品として蛍光ペンを配布

第二学年 記念品としてマーカーセットを配布

第三学年 記念品としてタッチペン付きボールペンを配布

## ＜会報委員会＞

年月日	適用	備考
令和 4 年 5 月 7 日	全大会・理事会	顔合わせ、引き継ぎ等
6 月 4 日	運動会	写真撮影
10 月 22 日	理事会	活動報告
令和 5 年 1 月 14 日	理事会	活動報告
1 月 18 日	会報誌編集作業	開始
3 月 16 日	会報誌納品発行	配布作業、第 117 号会報誌「拓く」発行

## ＜校外委員会＞

年月日	適用	備考
令和 4 年 5 月 8 日	全体会	顔合わせ、引き継ぎ等、活動内容などの説明
7 月 2 日	夏の教育環境整備ボランティア	花の植え替え、資源回収
10 月 22 日	理事会	活動報告
11 月 5 日	秋の教育環境整備ボランティア	花の植え替え、資源回収
令和 5 年 1 月 14 日	理事会	活動報告

## 青梅市立新町中学校PTA会則、細則一部改定(案)

青梅市立新町中学校 会則及び細則改正(案) 新旧対比表		
諸規定		
変更内容	改正前	改正後
3.報奨金規定の変更	<p>3. 報奨金規定</p> <p>学校長が認める部活動において、体育系、文化系問わず、関東大会以上の大会に出場する部に対して報奨金を支給し会員の負担軽減及び部活動の奨励をはかるものとする。</p> <p>(1) 1名につき 5000 円</p> <p>(2) 1大会につき 最大 30000 円 ただし1つの部につき年間最大 50000 円とする</p>	<p>3.報奨金規定</p> <p>学校長が認める部活動において、体育系、文化系問わず、都大会以上の大会に出場する部に対して報奨金を支給し会員の負担軽減及び部活動の奨励をはかるものとする。</p> <p>(1) 1名につき 1000 円</p> <p>(2) 1大会につき 最大 6000 円ただし1つの部につき年間最大 10000 円とする</p> <p>又、関東大会以上の大会については</p> <p>(3) 1名につき 5000 円</p> <p>(4) 1大会につき 最大 30000 円 ただし1つの部につき年間最大 (2)と合算で 50000 円とする</p>

## 令和5年度活動計画(案)

生徒の健全な育成及び教育的・社会的環境の整備を行うことを目的に、家庭と学校が緊密に協力し、また地域の関係団体とも連携を密にして、本部(役員)及び学年、会報、校外の各委員会により次の活動を行う。

- (1) 学年及び学級活動を行い、保護者と先生の緊密な連携・協力を図るとともに、生徒の進路に関する研修を行う。
- (2) 会報『拓く』を発行し、会員相互の理解と意志の疎通を図る。
- (3) 講演会、見学会、講習会等を行い、会員相互の啓発と研鑽を図る。
- (4) 自治会及び関係団体と連携を保ち、地区の教育的・社会的環境の整備に努める。
- (5) 街頭指導(服装、挨拶、交通安全等)、美化推進等により、校外における生徒の生活指導及び教育的・社会的環境の整備に努める。
- (6) PTA親睦会等を行い、会員相互の親睦を図る。
- (7) 教育委員会及び地域の関係団体が主催する、会員又は生徒のための講演会、運動会、競技大会、マラソン大会等の支援及び参加協力を行う。
- (8) 省資源・リサイクル運動及び生徒のボランティア活動を推進して、学校の環境整備に務める。

## 後の PTA の在り方について

昨今、PTA の在り方については、選択制や委託などの外注、不要論等を聞かれるようになり、意識の変化が見られるようになりました。近在の学校でも PTA 会員を完全な選択制とし、選択されない保護者は PTA 会費に代わり同額の PTA 協力費として徴収するものの、本部役員やクラス委員に選出しない学校や、中学校の関連行事の際にその都度保護者から協力できる方を募集する、又は外部の企業等に委託する学校も出てきています。

そこで、今後の新町中においての PTA の在り方についてアンケートを行い、今後についての方向性の指標にいたします。しかし、一度に無くしてしまうのも難しいので、以下の内容のアンケートとします。ご協力をお願いいたします。

今後の PTA の在り方について

- ① 現在のままの継続が望ましい
- ② 会員を選択制とし本部役員のみとする（学校行事の際には協力者を募集する）
- ③ その他



# 青梅市立新町中学校PTA会則

(名称および事務所)

第1条 この会は、青梅市立新町中学校PTAと称し、事務所を青梅市新町5丁目20番地の1の青梅市立新町中学校(以下「新町中学校」という)におく。

(目的)

第2条 この会は、広く地域住民の理解と協力のもとに、中学校生徒の教育及び社会的環境の整備を図り、健全な育成に務める事を目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図り、研修を行う。
- (2) 学校教育への協力及び、教育的環境の整備に務める。
- (3) 地域に於ける関係団体との連携を密にし、社会的環境の整備に務める。
- (4) その他、この会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員)

第4条 この会の会員は、新町中学校に在籍する生徒の保護者及び、新町中学校の教職員とする。

(役員・理事・委員及び委員会顧問)

第5条 1. この会に、次の役員・理事・委員及び委員会顧問(以下「役員等」という)をおく。

- <役員>      会長 1名 (保護者)  
                 副会長 3名以上 (保護者2以上、教職員1以上)  
                 総務 6名 以上  
                 会計 2名 以上
- <理事>      若干名 (全委員会の委員長)
- <委員>      若干名
- <委員会顧問> 若干名 (教職員、役員)

2. 役員は、別に定める選出要領により候補者を選出し、総会において決定する。  
但し、副会長・総務・会計については必要に応じて、若干名増員することが出来る。

3. 理事・委員及び委員会顧問は、別に定める選出要領により選出する。

(役員等の任期)

- 第6条 1. 役員等の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。  
2. 役員等に欠員を生じた場合の補充役員等の任期は、前任者の残任余期間とする。

(役員等の任務)

第7条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表して、会を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 総務は、この会の会務全般を処理する。
- (4) 会計は、この会の出納事務を行う。
- (5) 会計監査は、この会の経理及び財産を監査する。
- (6) 委員長(理事)は、所属の委員会を代表し、所属委員会の会務を統轄するとともに役員とこの会の全体計画、会務全般の審議を行い、結果を所属の委員会活動に反映する。
- (7) 委員は、それぞれ所属する委員会の活動にあたる。
- (8) 委員会顧問は、所属する委員会の相談にのり、所属の委員会活動を支援する。

(会議及び運営組織)

第8条 この会を運営し活動を行うために、次の会議及び運営組織をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 役員会
- (4) 学年委員会
- (5) 会報委員会
- (6) 校外委員会

(活動)

第9条 会議及び運営組織は、次の活動を行う。

- (1) 総会は、この会の最高の決議機関であり、毎年1回書面総会により定期に開催し、役員等の承認、活動計画、予算、決算、その他重要事項を審議決定する。但し、会員の3分の1以上の要求があった時、又会長が必要と認めた時は、臨時にこれを開催することができる。議事は出席者の過半数によって決める。
- (2) 理事会は、会計監査を除く役員及び理事をもって構成し、全体計画、会務の審議、活動経過、活動状況の確認及び連絡・調整並びに役員会から委任された事項等の執行を行う。
- (3) 役員会は、会長、副会長、総務及び会計をもって構成し、総会及び理事会に付議する原案の作成並びに会の常務を処理すると共に、緊急を要する事項を処理する。
- (4) 学年委員会は、同一学年の保護者と先生の緊密な連携・協力及び親睦を図るための活動を行う。

- (5) 会報委員会は、会報の発行等の会報活動を行う。
- (6) 校外委員会は、校外での生徒の生活面での指導及び教育的、社会的環境を整備するための活動を行うと共に、自治会及び関係団体と連携を保ち、地区の教育的、社会的環境を整備する為の活動を行う。

(会議の召集)

第10条 総会、理事会及び役員会は会長が、委員会は各委員長が召集する。

(経費)

- 第11条 (1)この会に必要な経費は、会費、寄付金、その他の収入を以って充てる。
- (2)会費は一家庭につき、月額250円とする。
- (3)緊急事態宣言等の発令により不測の事態が発生し、PTA活動が不可能となった場合は、会長の承認があれば会費の変更ができる。

(会計年度)

第12条 この会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会則の改正)

第13条 この会則の改正は、総会の議決による。

(その他)

第14条 学校長は、全ての会議に出席し、意見を述べる事が出来る。

第15条 この会の運営に必要な細則は、別に定める。

## 付 則

1. この会の会則は、この会の設立の日から施行する。
2. 昭和 56 年度に於ける役員任期は、第6条1項の規定にかかわらず昭和 57 年 3 月 31 日までとする。
3. 昭和 61 年 5 月 17 日改訂 (第5条の総務の数変更)
4. 平成 2 年 5 月 19 日改訂 (第11条第2項変更)
5. 平成 3 年 5 月 25 日改正 (全面見直し変更)
6. 平成 8 年 5 月 18 日改正 (総務の数・監事関連の一部変更)
7. 平成 10 年 5 月 16 日改正 (副会長・総務の数変更及び住所表示変更、但し役員数の変更は平成 10 年度限りとする。)

8. 平成 11 年 5 月 22 日改正 (第5条の副会長・総務の数変更及び2項変更)
9. 平成 16 年 5 月 8 日改正 (第8条・第9条の校外指導委員会と地区委員会を統合による変更)
10. 平成 23 年 5 月 7 日改正 (第5条・第8条・第9条の校外地区委員会の名称を校外委員会に変更)
11. 平成 26 年 5 月 26 日改正 (第5条・2 一部変更)
12. 平成 27 年 4 月 25 日改正 (第5条・1 一部変更)
13. 令和 2 年 5 月 9 日改正 (第8条の(6)研修委員会を削除、第9条(1)総会を書面決議に変更、第条(6)の研修委員会を削除、第11条(3)会費を変更規則の変更)
14. 令和3年5月14日改正 (第5条・1 副会長 3名 以上(保護者2以上、教職員1以上)に変更)

## 細 則

第1条 この細則は「青梅市立新町中学校PTA会則」第 15 条に基づき、必要な事項を定めるものである。

第2条 役員候補者は、次により選出する。

- (1) 役員候補者(教職員)の選出は、学校に委任する。但し、副会長候補者の教職員は副校長の職にある者をもってあてる。
- (2) 役員候補者(保護者)選考にあたっては、「役員候補者推薦委員会」(以下「推薦委員会」という)を設置する。
- (3) 推薦委員会は、副会長(副校長)、役員及び学年委員をもって構成する。
- (4) 推薦委員会は、役員候補者を選出し、本人の同意を得て、定期総会に先立ち理事会に於いて発表する。

第3条 各委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 学年委員会 委員長1名、副委員長 1 名、委員若干名 顧問若干名
- (2) 会報委員会 // 、 // 、 // //
- (3) 校外委員会 // // // //

第4条 各委員会の委員並びに委員長、副委員長は、次により選出する。

- (1) 各委員は、各学級1名ずつ会員の互選により選出する。
- (2) 各委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- (3) 重大な公衆衛生上の危機、大規模な災害発生等の社会的状況により委員の構成を変更することがある

第5条 委員会顧問は、委員会毎に教職員から1名以上、役員から若干名とし、次により選出する。

- (1) 教職員の顧問は学校に委任する。
- (2) 役員(保護者、但し会長を除く)は互選により、学年委員会以外のいずれか1つの委員会顧問となる。

第6条 PTAの会費徴収は、学年委員会・会報委員会の委員が行う。

第7条 この細則の改正は、理事会の決議による。

## 付 則

1. この細則は、昭和56年6月20日から施行する。
2. 昭和63年4月11日 一部改正
3. 平成元年1月8日 〃
4. 平成3年4月17日 全面見直し改正
5. 平成4年3月11日 一部改正(第2条(3)第4条(4)-1)
6. 平成7年3月1日 一部改正(第4条(4))
7. 平成8年2月14日 一部改正(第2条(3))
8. 平成10年4月10日 一部改正(第4条(1)、第6条、第7条)
9. 平成11年5月22日 一部改正(第7条)
10. 平成16年2月4日 一部改正(第2条、第3条、第4条、第5条)
11. 平成18年4月20日 一部改正(第4条(4))
12. 平成21年4月15日 一部改正(第4条(4))
13. 平成22年3月3日 一部改正(第3条(1)、第4条、第4条(1)、第5条、第7条)
14. 平成23年2月9日 一部改正(第2条(3)、第3条(4)、第4条(1)、(5))、削除(第4条(2)(3)(4))
15. 平成27年3月4日 一部改正(第2条、第4条)、削除(第5条)
16. 令和2年5月9日 一部改正(第3条(3)研修委員会削除、第6条研修委員会削除)
17. 令和3年5月14日 一部改正(第4条(3))

# 諸 規 定

## 1. 弔慰金及び見舞金支給規定

会員及び教職員にかかる弔慰金及び見舞金は、次のとおりとする。

- (1) 会員、生徒、職員の死亡 10,000 円
- (2) 役員、教職員の同居の親族の死亡 5,000 円
- (3) 見舞金は、役員、生徒、教職員であって、次の基準による。

イ. 入院期間及び自宅療養の 30 日以上要した場合 3,000 円

ロ. その他災害等特別な事由によって見舞い金を支給することが適当と認められる場合は、役員会で決定する。

## 2. 旅費規定

役員及び教職員が、本会用務のため管外に出張する時は、次により旅費を支給する。

- (1) 半日以上を要する場合 旅費
- (2) 1 日以上を要する場合 旅費及び 1 日当たり 800 円

## 3. 報奨金規定

学校長が認める部活動において、体育系、文化系問わず、関東大会以上の大会に出場する部に対して報奨金を支給し会員の負担軽減及び部活動の奨励をはかるものとする。

- (1) 1 名につき 5000 円
- (2) 1 大会につき 最大 30000 円 ただし 1 つの部につき年間最大 50000 円とする

## 3.報奨金規定

学校長が認める部活動において、体育系、文化系問わず、都大会以上の大会に出場する部に対して報奨金を支給し会員の負担軽減及び部活動の奨励をはかるものとする。

- (1) 1 名につき 1000 円
  - (2) 1 大会につき 最大 6000 円ただし 1 つの部につき年間最大 10000 円とする
- 又、関東大会以上の大会については
- (3) 1 名につき 5000 円
  - (4) 1 大会につき 最大 30000 円 ただし 1 つの部につき年間最大 (2) と合算で 50000 円とする

## 付 則

この規定の改廃は、理事会で行う。

1. 本規定の役員は、会則第5条第1項に定める会長以下会計までとする。
2. 入院、加療の期間30日は学校の規定と均衡で定めた。
3. 平成6年4月13日 一部改正（1－（1））
4. 平成8年2月14日 一部改正（付則1）
5. 平成17年4月13日 一部改正（1）
6. 平成21年4月15日 削除（2）
7. 令和元年5月11日 削除（1－（1）（2）（3））
8. 令和4年5月27日 新設
9. 令和5年5月25日 一部改定（3－（1）（2）（3）（4））

## 青梅市立新町中学校PTA 個人情報取扱い

（目的）

第1条 この取扱いについて本会が保有する個人情報の適切な取扱いについて必要な事項を定めることにより、事業の円滑な運営と個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

（責務）

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第3条 この取扱いは、総会資料等で会員に周知するものとする。

（個人情報の取得）

第4条 本会は役員等推薦委員会および事業等にて個人情報を取得するものとする。本会が取得する個人情報は、次に掲げるものとする。

- （1）氏名
- （2）住所
- （3）電話番号
- （4）その他、本会が運営上必要な事項で、会員の同意を得た事項

(利用)

第5条 本会が取得した個人情報、次の目的に沿って利用するものとする。

- (1) 本会に運営する文書の送付等
- (2) 役員名簿の作成および役員への配布
- (3) 本会が実施する事業の対象者の把握

(管理)

第6条 本会が取得した個人情報は、会長または役員が指定する役員が保管し、適切に管理するものとする。

- 2 不要となった個人情報は、適切かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供先)

第7条 本会が取得した個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは東京都、青梅市またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合。
- (5) 本会その他これらに準じる公共目的の団体等が本会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

## 付 則

1. この取扱いは、令和2年4月1日から施行する。